

# 名古屋港管理組合公報

平成24年 7月13日

(金曜日)

第 498 号

## 目 次

### 監 査 公 表

○措置通知の公表 .....	1
○名古屋港審議会委員の任免 .....	2
○職員の仕事異動 .....	3

## 監 査 公 表

### 監査公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき管理者から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成24年 7月13日

名古屋港管理組合監査委員 中 田 ちづこ  
同 鈴木 邦 尚  
同 宮 島 寿 男

平成24年監査公表第1号分

監 査 結 果	措 置
<p>(1) 指摘事項 〈支出事務〉 ア 超過勤務手当において、過支給となっているものがあつた。 該当箇所 総務部、港営部</p> <p>イ 在勤地出張に係る旅費において、未支給、支給不足及び過支給となっているものがあつた。 該当箇所 企画調整室、総務部、港営部、建設部</p>	<p>(1) 指摘事項 〈支出事務〉 ア 総務部 過支給については、平成24年 1月26日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、周知を徹底し、庶務事務システム誤入力を防止するとともに、各申請の確認に努めることとする。</p> <p>港営部 過支給については、平成24年 3月 5日に戻入の措置を講じた。 今後の防止策として、より詳細な点検を行う。</p> <p>イ 企画調整室 未支給については、平成23年12月27日に追給の措置を講じた。 今後の防止改善策として、関係規程等の周知を図り、複数職員による確認を行うこととする。</p> <p>総務部 未支給及び支給不足については、平成24年 1月13日及び平成24年 2月 6日に追給の措置を講じた。 今後の防止改善策として、関係規程等の周知を図り、複数職員による確認を行うこととする。</p> <p>港営部 未支給については、平成24年 2月29日に追給の措置を講じた。 今後の防止策として、関係規程等の周知を図り、複数職員による確認を徹底する。</p> <p>建設部 未支給については、平成24年 3月 7日に、支給不足については、平成24年 3月 9日に追給の措置を、</p>

<p>(2) 注意事項        &lt;支出事務&gt;        負担金、補助及び交付金の支出において、補助金の交付根拠等に不明瞭な点及び交付手続きに不備が見受けられたので、交付基準の明確化及び適正な執行に努められたい。        該当箇所 総務部、港営部</p> <p>&lt;財産管理事務&gt;        物品の管理において、備品の受払いに関する不整合や消耗品・原材料品受払簿の未作成が見受けられたので、慎重かつ適正に整理されたい。        該当箇所 港営部</p> <p>&lt;事務管理&gt;        昨年度から導入した「庶務事務システム」について、職員による入力誤りが多数見受けられたので、操作手続き等に関する周知の徹底及び注意喚起を行い、内部統制機能の強化を図り、適正な運用に努められたい。        該当箇所 総務部</p>	<p>また、過支給については、平成24年3月2日及び平成24年3月9日に戻入の措置を講じた。        今後の防止改善策として、旅費の支給に当たり、関係申請について複数職員によるチェック等を行うことで確認し、適正額を支給することとする。</p> <p>(2) 注意事項        &lt;支出事務&gt;        総務部        補助金の支出については、基準を明確化し、補助金等交付規則及び補助金等交付要綱に基づき手続きを進める。交付申請及び交付決定通知は事業開始前に行うよう改める。</p> <p>港営部        補助の廃止を含め、基準を明確化し、交付確定について手続きに不備のないよう適正な執行に努める。</p> <p>&lt;財産管理事務&gt;        備品受払いの不整合は、修正のうえ、差替え済みである。        消耗品・原材料品受払簿については、作成に万全を期すよう努める。</p> <p>&lt;事務管理&gt;        操作手続き等に関する周知の徹底及び注意喚起については、平成24年4月12日に各所属長に通知連絡等により行った。        今後の防止改善策として、継続的に各所属長に通知連絡等により注意喚起を図るとともに、庁内ホームページ等を活用し、適宜職員に対する周知徹底をしていくことで、適正な運用をしていくよう努める。</p>
---	---

平成24年監査公表第2号分  
 (株式会社日誠)

監 査 結 果	措 置
<p>注意事項            事業報告書において、施設利用実績報告等に誤った記述が見受けられたので、注意されたい。</p>	<p>注意事項            平成22年度の誤記について調査したところ、利用実績の転記誤りが原因であったと判明した。            今後は、転記後の再確認を徹底し、誤りがないよう、指定管理者業務に取り組むとともに、なお一層の効率的な管理運営に努める。</p>

## 審 議 会 事 項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。

伊 神 邦 彦 (6月11日)  
 横 井 五 六 ( 同 )  
 伊 藤 正 ( 同 )  
 笠 治 雄 ( 同 )

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

久保田 浩 文 (6月20日)  
 福 田 誠 治 ( 同 )  
 荻 原 茂 (6月22日)  
 小久保 又五郎 ( 同 )

# 雑 報

新	旧	氏 名
依願退職	総務部危機管理室課長補佐（防災・ 危機管理担当）	佐 藤 正 吉  (6月30日)

発行所 名古屋市港区港町1番11号

**名古屋港管理組合**

